

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針

【運営方針の目的】

地震や大雨などによる自然災害が発生した時、市では、必要に応じて指定避難所を開設することになっています。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大がつづく中、避難所に避難者が集まることで、「密閉・密集・密接」の状況が生じることが懸念されています。

そこで現在、市で作成している避難所運営マニュアルに加えこの運営方針を活用することで、避難所における感染症対策を徹底するものです。

【基本的な考え方】

- ①避難所の過密状態防止
- ②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- ③避難所スペース及び新たな避難所の確保
- ④避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- ⑤感染が疑われる避難者への適切な対応

【対策の方法】

①避難所の過密状態防止

- 在宅避難、または、親族・友人宅への避難を優先するよう周知する。
- 自治会・町内会や自主防災組織等に、集会所を地域の避難場所として活用することについて協力を求め、その際は指定避難所同様に感染症予防や拡大防止に努めるよう周知する。
- エコノミークラス症候群対策として、避難所内の情報掲示板にて注意喚起する。

②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

- 手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に厚生労働省作成の感染症対策チラシを掲示する。
- 避難所内の十分な換気に努める。
- 避難者の居住スペースについては可能な限り十分なスペースを確保する。
- 飛沫感染を防止するため、避難者同士の間隔を2mほど確保する。
- 避難所受入れ時に体調を確認し、避難中も避難者自身が「健康管理チェックリスト」により健康管理する。
- 消毒液を受付及びトイレ前に設置する。

③避難所スペース及び新たな避難所の確保

- 発災時には、可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。
- 指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- 災害時応援協定の締結先に対し、一時的な避難所としての施設等の提供を協議する。

④避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- 避難の際に、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計を持参する。
- こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
- 原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、咄嗟の咳が出るときは袖や上着の内側で覆う。
- 向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。
- 熱やのどの痛み、長引く咳がある、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告する（健康管理チェックリストによる自己管理）。

⑤感染が疑われる避難者への適切な対応

- 感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から専門機関に連絡をする。
- やむを得ず専門機関との連絡中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保するとともに、専用のトイレを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は、可能な限りパーテーションで区切る等の工夫をする。